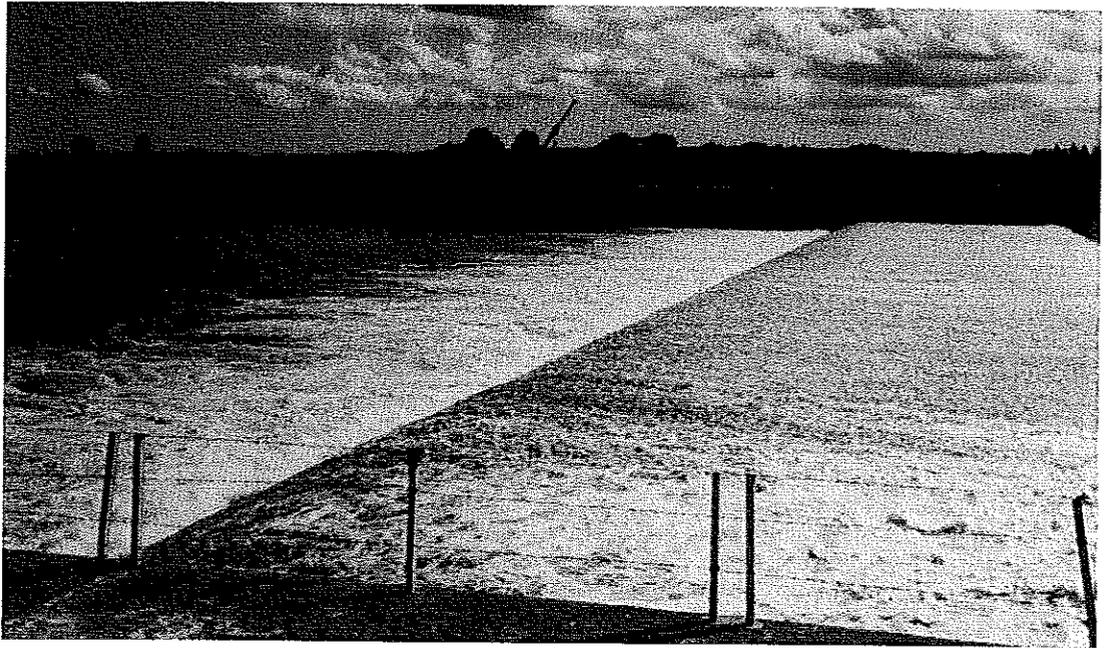


# 行政ほっかいどう '81.11



十勝川千代田えん提 (編集担当 酒井清蔵撮影)

## 目次

- ・商業登記制度について ..... 2
- ・支部めぐり(その2) ..... 3
- ・フトした折に思い出す言葉 ..... 5
- ・行政書士成功者の紹介 ..... 6
- ・昭和56年度行政書士試験終る .....10
- ・書類改ざん手数料詐欺事件  
  埼玉県行政書士指名手配 .....10
- ・電話加入承継届について .....11
- ・標語募集のメ切日  
  12月30日まで延期 .....11
- ・事務局日誌 .....11
- ・北海道の最低賃金 .....12
- ・支部業務研修開催状況 .....13
- ・日政連北海道支部結成される .....13
- ・お知らせ .....14
- ◇業務資料-国土利用法のねらい  
  別紙折込み

(参考資料)

## 商業登記制度について 新しく入会された会員のために

商業登記制度に対する国民の理解を得るとともに、会社には登記義務が課せられていること及び登記義務の履行を怠っているときは、一定の不利益を被る場合のあることを一般に周知させて、登記申請の励行を図ることを目的とするものです。

なお、ここでは、会社の登記について、その支店所在地における登記の必要性について説明します。

① 日々発展する経済界における取引の主役は商人ですが、そのうち会社が重要な機能を営み、その規模、営業活動の大小により本店のほか数個の支店を設け、個々に取引の当事者として多角的に活動していることは周知のとおりです。しかし、会社は自然人と異なり無形の存在ですから、その本店ないし支店が果たして存在しているのか、事業の目的がどうなっているか、責任者が誰であるかなど重要な事項について、取引の相手方は、これを容易に知ることができません。

そのために、取引をする相手方は不測の損害を被る危険を負うこととなり、取引が迅速・安全に行われるためには、国民一般が当該会社全般の重要な事項を容易に知ることのできる制度を設けることが必要です。

② 法は、そのために本店の所在地において登記すべき事項は、法律に別段の定めがない限り支店の所在地においても登記することを義務付けています。これは、支店所在地においても一定の事項を登記所（法務局若しくは地方法務局又は支局若しくは出張所）に備え付けている商業登記簿に登記し、これを公示することにより、支店と取引する相手方を保護する

のです。

そして、支店における登記は、支店における取引の限度においてのみ、本店における登記と同様の公示力を有することとされています。したがって、本店所在地において登記していても支店所在地で登記していなければ、支店の取引については善意の第三者に対抗することができません。

国民は、誰でも無料で商業登記簿の閲覧を請求することもでき、また一定の手数料を納めて登記簿の謄本又は抄本の交付を請求することができます。国民は、これらの方法によって取引の相手方である会社についての重要な事項を知ることができ、よって取引の安全と迅速が図られることとなります。

③ 登記される支店の要件としては、(1)本店から独立して独自に営業活動の決定をなし、対外的な取引をなす地位にあること、(2)本店に経済上従属し、本店の営業とともに一個の営業を構成し、本店の目的に役立つことを要します。したがって、ただ単に本店又は支店の決定に機械的に従って取引をし、営業が独立の構成になっていないもの、いわゆる分店、派出所、出張所等は登記の対象である支店ではありません。

④ このような登記制度がその機能を果たすためには、登記すべき事項が生じた場合、これが速やかに登記されることが特に必要です。そのため法は、登記すべき事項（例えば、支店の設置、廃止、移転等）が生じたときは、本店の所在地において2週間内、支店の所在地においては3週間内にその登記をすることを義務付けているとともに、支店所在地における登記が迅速にできるためにその登記申請については郵送によっても申請することができることになっています。

なお、前記の登記の期間の経過後でも登記の申請は受理されますが、期間内に登記することを怠った会社の代表者は過料に処せられることになっています。

このように、登記することを怠っていると取引の安全が害されるだけでなく、会社も不利益を被ることになるので、商業登記制度が現在の取引社会において果たしている重要な役割を理解し、登記の申請が励行されることが望まれます。  
注：行政書士は登記申請はできませんので参考とされたい。

■■■支部めぐり■■■ (その2)

### 十勝支部の巻

企画部会報編集担当者  
理事 酒井清蔵

気にかけてながら遂いその機会を失い、中断していた支部めぐりを再会、前回の日高支部に続き道央南部の十勝支部管内を探访した。

秋晴の9月10日（月曜日）出発前に車の点検と補給を済ませ、初めて長距離運転、念には念を入れ助手席に道内地図（道路図）を広げ正午に出発、苫小牧から国道235号線を走行約40分で日高支部管内富川町から日勝街道（国道237号線）に入る。

地理不案内のため地図と道路標識を頼りに平均速度55Kの安全運転。

苫小牧を出発してから約2時間30分（車のメーター126Kを差す）これより国道274号線日勝峠道路、日高町から沙流川に沿って曲りくねった道を登り愈々日高と十勝の境界の長いトンネルをくぐり抜け十勝側に出る。トンネル（日勝隧道1,800m）を抜けて間もなく日勝峠第1展望台に着く、日高町から約1時間、午後4時10分、2時間に1回の小休止の運転予定で2回目の小休止駐車場に車を置き、展望台に登る。

夕陽に映える十勝の大平原をはじめ大雪

山連峰、そして遠く雌阿寒、雄阿寒岳までの広大なパノラマがひらけ実にその素晴らしさに驚愕するのみ。

午後4時40分展望台を降り十勝清水町まで一気に下る。帯広市内に入ったのは午後5時50分を過ぎていた。（当日は十勝川温泉富士ホテルに宿泊した。）

苫小牧出発前に、米倉十勝支部長に支部探访の旨電話連絡し9月15日（敬老の日）帯広市内で、行政事務手続無料相談所を開設するとの事であったので、午前9時すぎホテルを出発し会場に向かう。

午前10時会場到着、当日は祝日のためか会場であるニチイ帯広店駐車場は満パイ、従って店内も相当の客。

会場は二階中央部で来店客の休憩所前であり恰好の場所であった。（筆者が到着した時には、相談来訪者4、5名あり）相談業務の合間を見て支部長より十勝支部の最近の活動状況について説明を受ける。

十勝支部管内は、十勝支庁所在地帯広市（人口約15万人）をはじめ19町村、その面積は実に道内随一10,827平方km、会員数117名を擁し業務取扱件数は多種多様ではあるが相当実績をあげているとのことであった。また、支部活動としては、住民に対する業務のPRと車庫証明業務誘致に力を入れる一方関係官公署に対する働きかけも積極的である。

特に米倉支部長は、80年代を「陣痛の時代」という。国際環境や、国民の高令化に対応し得る新しい社会構造と人個々の新しい生活環境を生み出す努力と苦しみを背負った時代であり、われわれ行政書士会もこの多難な時代をのり越えるために、行政書士制度の再認識、更には書士個々の体質の改善により自からの手で、自からの業務の開拓と職域の確保に努力すべきである。

80年代の進路設定の必要性、加えて行政書士業務の実態を把握し書士個々の業務処

理能力の向上を図り、安心、信頼、親切をモットーに自からの資質の向上と品位の保持に努力すべきである、と語気を強める。

十勝支部では、役員をはじめ全会員の総意により本年度事業の一環として、支部運営の基盤造りの資料とするため、「行政書士業務量等実態調査書」を作成し、十勝支庁管内関係官公署に直接会員を派遣し、窓口受付件数の実態調査を実施する等、その活動の積極さには、只々感服するのみである。

また、去る9月15日（敬老の日）帯広市内ニチイ帯広店二階特設コーナーにおいて開催した「行政事務手続無料相談」に当り支部長以下8名の役員、会員がこれに当りその相談内容についても来訪者に対する接客態度と説明等、特に地域住民に対する良きアドバイザー振りを拝見し今後の会の運営と支部活動について大いに参考となり奮起させられるものがあった。

なお、本件相談所の開設についての広報と広報効果についてのアンケートの集約結果の説明を受け、その計画と実施効果についての検討等、誠に敬服の至りである。

参考までに、来訪者についてのアンケートの内容を紹介すると。

- 1 無料相談を何で知ったか。  
(ア) 新聞記事 43%、(イ) 新聞広告 7%  
(ウ) 市町村広報紙 29%、(エ) その他 21%
- 2 行政書士は何をする人であるかご存知ですか。  
(ア) 知っていた 50%、(イ) 知らなかった 50%
- 3 過去に行政書士に仕事を依頼したことがありますか。  
ある 28%、ない72%

(このアンケートは、当日の来訪者16名より回答された。)

午前11時30分店内の混雑に併せ相談所にも来訪者がまた3人、出足好調、相談員の

皆さんは夫々の持場（労務、民事、自賠責保険年金、その他一般）で相談に応じていた。業務の邪魔をしてはと思ひ支部長以下皆さんに厚く礼を述べ帰路に着く。

午後零時すぎ帯広より国道241号線、国鉄土幌線に沿って十勝平野の中央部畑作地帯を縦断し十勝三股まで約3時間、途中糠平湖畔で小休止。糠平湖～音更川と糠平川の合流点をせき止めて造られた周囲33Kの大人造湖ダム、高さ76m、長さ293m、春は湖畔の新緑と山ツツジ、夏はジャクナゲ、秋は紅葉とベニマス釣りやボート遊び、キャンプ、冬はスキースケートと四季を通じ絶好の行楽地と湖畔の案内板に記されていた。

今日も幸いに好天、湖面も静か、観光バスや自家用による観光客も来ており大自然を満悦しているようであった。

これより十勝管内から上川管内に入る、国道273号線大雪横断道路、愈々十勝・上川国境、北海道の屋根といわれる大雪系の山々を望み乍ら三国峠越え（道路はまだ補装されていない。）ガタガタ道を走る事約1時間半、ようやく峠を下り国道39号線（旭川～網走線）に入る。交通量も相当多く、特に大型車が多く運転に充分注意し走行、今夜の宿泊予定の層雲峡に安着する。時計は午後6時を少々まわり車のメーターは348Kを指していた。

車での一人旅、三国峠の山中は少なからず淋しさを感じた。

翌16日午前5時出発、途中、旭川市内を通過し国道12号線を通り深川、滝川、砂川、岩見沢の各市内を無事通過し苦小牧に着いたのは午後4時半過ぎであった。

14日から16日までの3日間、北海道の約3分の1、全行程646K、胆振、日高、十勝、上川、空知の各支庁管内を縦断したことになったが各地とも夫々異った特色があり北海道に住んで60余年、北海道に居て北海道を知らず、まるで「井の中の蛙」同然、

最後に十勝支部管内を総評すると、十勝川の流域にひらける十勝の大平原、西には日高の長大な山脈が連なり、北は大雪、十勝の連山、白糠丘陵、十勝丘陵にさえぎられた盆地状をなし大規模な機械化農業が発達し、畑の描く直線的な模様とそれを守るカラ松の防風林がどこまでも続く大陸的景観は将に大平原。

◇…雑 感…◇

## フツした折に思い出す言葉

留萌支部 橋本雄一

「枯木寒巖に倚る、三冬暖気なし」

何時、どんな本で読んだのか思い出せないが、ただこの本の中に婆子焼庵という公案が面白かった。（公案というのは、禅宗で修業僧の心根を錬磨するために課する試験問題のこと。）

この試験問題が面白く感じた。

1人のお婆さんがいて、若い坊さんを見どころがありそうだと思ひ、庵を建てて住ませ朝、晩の食事を運び供養しておりました、若い坊さんはこれに依えて一生懸命坐禅をしたりなどして修業をしておりました。相当の期間、20年もの間供養するのである晩、お婆さんは、食事を若い娘に運ばせその時娘さんに、坊さんの所に食事を運んで行ったらお給仕をして、食事が済んだら、坊さんに抱かれなさい、といい含めます。

娘さんは言われたとおりに、食事が済んだので、坊さんにしなだれかかります。

するとその坊さんは、端然とした姿勢をくづさずに「枯木寒巖……」と、さきに挙げた言葉を唱えるのです。意味はいうまでもなく、枯木が陰しくそびえた石の上に立っているようなものだ、全然ぬくみはないぞ、というのです。娘さんはお婆さんのところへ帰って報告します。するとお婆さん

は、大変おこって、私は大変な馬鹿であったあんなつまらない坊主を見どころがあると思ひて長い間供養したのは間違っていた追い出してしまおう。と即ち早々に坊さんを庵から追い払い、それだけで気が済まず、庵を焼いてしまったというのです。

さてお婆さんは何を怒ったのでしょうか。

こういう試験問題です。

切角据え膳を用意してやったのに、喰べなかったからお婆さんは怒ったのでしょうか、喰べたら喰べたでお婆さんは怒ったかも知れません。とにかく正解かな、と思うと、ハズレ、と即ち反対が正解だ、などというのが公案の中にはあるものですから私などには全くわかりません。或いは正解は無いのかも知れません。ただこの公案はマンガにでもなりそうな話です。

坊さんが端然と坐って真面目くさって「枯木寒巖に倚る、三冬暖気なし」とリキョウでいるところはマンガ的な気がします。

私に絵筆を採る才があれば絵に書いて、この見栄えのしない随筆に彩りを添えたいような気がします。この話を読んだとき面白かったので、このイキミの言葉が忘れられなくなったような気がしています。

この話しは、更に連想を誘いましてこんな話しおも思い出させます。

或る時、若い坊さん二人が旅をしていて川のほとりに参りました。すると若い娘さんが川を渡れず困っています。これを見た若い坊さんの一人は娘を背負って向う岸に渡してやりました。もう一人の坊さんも川を渡り終えまして二人はしばらく黙って旅を続けていました。すると娘を背負はなかった方の坊さんが、娘を背負った方の坊さんに向って、今まで我慢していたがもうガマンならんというように「貴様は破戒坊主だ女なんか背負いおって」と言い出しました、これを受けて、もう一人の坊さんは「貴公は、まだそんなことを考えていたの

かい」と答えたということです。

三題断とか申します。人間というものは時には神に近い気持ちにもなり、時には動物と同じになります。人間は馬鹿にしてもいけないし、買いかぶってもいけない。神と動物の間をさまよっている優しいもの、というのが法律、法律学の出発点でありはしないかと考えているこの頃です。

## 行政書士成功者の紹介

### 企画部

このタイトルによる紹介は、これで2回目になりますが、皆さんは共通してこのタイトルから「成功者」を除いてほしいと望んでいます。しかし、行政書士だけでは生活できないという通説を覆した方、しかも、入会后短期間に行政書士だけで生活できることを実証した人達、本人こそ成功者というにはまだまだと考えているにしても、行政書士成功者の評価は決して間違いではないと思っています。

この原稿は、御多忙の中を多数の方にお願いましたが、本会の役員や支部長の職に在る知名の方は、割愛させていただきました。

石の上にも3年、行政書士は開業3年ぐらいはさっぱりで、その閑散期にジックリと勉強すべきであるという定説も、これまでの紹介者の実績により、その努力によっては開業1年目でも相当の収入が得られることを教えてくれました。

繁栄につなぐ業務は迅速を第1に挙げる方もあり、いろいろですが、仕事の迅速性を考えてみても、正確な書類の作成が基調となり、それには事前に、十分に効率的な調査研究、不断の勉強、その努力を支える規律ある生活態度と健康の保持等が要件となり、さらにはタイプ印書、乗用車の運転等も併行して大切な要因になるのではないのでしょうか。

業務量の増加と安定は、早いだけでは駄目のようです。誰でも場合によりけりで、少しぐらい遅くでも乗り心地のよい方を選ぶことを忘れてはなりません。依頼者にアレコレと指示して関係書類を集めさせるようでは業務の繁栄は望めないでしょう。関係書類はすべて行政書士が足を運んで仕事を完成させることが大切であって、仕事の中間で連絡したり、完了したときは早速そのことを通知し、関連手続きが発生するときはその説明をし、親切な態度で常に対応し、そこから信頼感や感謝の念が芽生え、引き続いて業務を依頼されたり、口コミになって自分に還元されるのです。

医師の診察を受けた体験によっても、一言もいわず投薬するだけの医師、いろいろ聞きとってくれる医師、患者をしっかりとつかる医師等みなそれぞれです。医師も患者も要は病気を早くなおしたいと望んでいるには違いないが、患者の受ける印象はさまざまです。また、医者はいいが、看護婦がどうもというケースもあり、競争者が増えるとその選択は利用者の自由です。世のさまざまな現実を行政書士の仕事のやり方におきかえて、各自が努力し工夫して、業務を繁栄に導くことを大いに期待します。



(その4)

滝川市栄町1丁目7番3号  
行政書士 計良邦雄氏 49才

### ○行政書士になる前の職歴と行政書士を志した動機

私は、医師会事務局に5年、その後車両販売、車両の修理、車両部品、ハイヤー会社の販売部長、営業部長等数社を転々して16年間勤務した。自動車関係の会社をやめてから自営でストップテストセンターを開業したが2年間営業して閉業した。

行政書士を開業したのは、自営業が不調であったこと、行政書士は老後まで可能な職業と思ったこと、文筆業が好きであることと、それに義兄が司法書士をしていること等によるものであった。

私は受験して行政書士資格を取得し、54年3月に入会した。わずかに2年余の業務歴しか有しない新参でもあり、決して、行政書士の成功者などとは考えていないが、本会の求める項目に答えたに過ぎないことを最初におことわりしておきたい。

### ○業務を成功させた足どりと事務所の態勢

業務の宣伝としては、職業別に相手方の仕事の閑期をみては、ハガキを約2,500通程度差し出している。また、道庁、支庁、関係市町村及び関係官庁には、知人、友人の紹介により6カ月間連日訪問活動を展開した。これらに要した経費は約27万円位である。

業務の依頼を増やす最大の要因は、仕事の迅速さであると考え、依頼された業務はその処理に没頭し、書類作成を完成提出し、それが受理された後が私の休日であり、かつ寝る時であった。

私の事務所は、補助者1名(妻)と、主な事務機は、タイプライターとコピーが各1台である。

### ○業務の実績と業務上の信条

開業後の1カ月は仕事の依頼がなかった。しかし第1年目で年報酬は500万円を超え、2年目にあたる55年中の額は約650万円であった。

業務内容は建設業及び農地がトップ、会社設立がこれに続き、運輸交通と労務が若干である。私は、依頼者の身になって迅速に業務を処理することを信条としている。

業域は、滝川市をはじめ3市4町、業務のかたわら、統計調査員、行政推進員、空知地方職訓の一般教養講師等をしているの

で、行政書士としての収入のほか、それらの報酬も若干収入になる。

なお、私は宅建取引主任者の資格もあるが、行政書士の業務に追われてそちらには手が伸びない実態にある。

### ○どのようにして業務を繁栄させたか

- 1) 行政書士の仕事を私の人生の最後の職業と肝に銘じ、全力をつくしている。
- 2) 諸官庁の担当官には足で面接し、その回数を増すことにより私を知ってもらうことに努めた。
- 3) 業務は「より早く」を目標にし、業務完了後は依頼者宅を必ず訪問してその成果を聞いている。
- 4) 私の日課は、午前3時起床、9時までの間は書類作成の考案。9時から午後5時までは、その資料の収集、官庁回り、面談。午後5時より7時までは書類の点検作成。午後8時から9時には就寝のサイクルである。
- 5) 業務は受身でなく、能動的な態度でなくては依頼者に左右される。その結果は役所の担当者との間にトラブルが発生することにもなる。
- 6) 休日は、社会奉仕団体(4団体に加入している。)の作業に参画し人を知る。
- 7) 収入よりも、有効な支出を第一と心掛け、報酬は事前に明示して納得させる。また、支払困難者は支払い時期を確約する。これは口コミになり次の依頼者がくる。
- 8) 適切な報酬は、依頼者が増え、これが親切となり、信用にもつながる。
- 9) 初めての仕事は、よく参考資料をみて研究し、その後に役所の担当官の指導を受けてから書類作成に着手する。
- 10) 税理士、司法書士、調査士、社労士との交流を深め、相互提携と協力関係を高め、行政書士同志との仕事の分担も話し合っって成果をあげている。



(その5)

釧路市柏木町9番13号  
行政書士 辰尾征良氏 42才

○行政書士になる前の職歴と行政書士を志した動機

昭和36年大学卒業と同時に大学専科を生かして日本経営士協会に勤務し、翌年東京商工会議所に勤務、その翌年には郷里に帰り阿寒町商工会に勤務した。昭和49年商工会を退職するまでの13年間は、商工業者の経営指導を担当し、その後は自営で経営コンサルタントを開業した。

私が行政書士になったのは、昭和49年に経営コンサルタントを開業したところ、その業務内容のうち官公署に提出する書類の作成が多くなり、関係官公署の窓口において行政書士の資格取得をすすめられ、急ぎ行政書士試験を受けることになり、昭和49年の行政書士試験に合格し直ちに登録入会したものである。

○事務所の態勢及び業務の状況

補助者1名、和文タイプ1台、電子複写機1台、参考図書類が事務所の態勢である。業務は開業3年目で年間500万円を超えるに至った。55年中の報酬は約860万円で、業務区分では、建設土木、民事、運輸交通、経理、その他の順で、特に片寄った業種はない。なお行政書士業務のほか、他に若干の収入もある。

○業務繁栄の方策又は業務上の信条

6万円を投じて、はがきで業務のPRもしたが、このことは業務量の増加よりも、行政書士業務を周知させるのに役立った。業務量の増加のほとんどは、口コミによるが最近では他書士の紹介が増加している。

それには、業務の迅速さ、正確さ、親切さ等の依頼者に感謝されるような受託方法

が必要と思っている。

私は平素、依頼された業務の内容を十分に検討し、依頼者にとって最も利益になるように考えながら業務を処理するように心掛けている。もっとも依頼者の利益になるといっても法をまげてまでもという意味ではない。将来依頼者の利益になると思えば専門書士として努力し解決してあげるように、さらに依頼者の要望でも見通しのない書類の作成には十分に理解をさせ中止又は他の方法を指導するように努力し、後日再び相談にくるように心掛けている。

○どのようにして業務を繁栄させたか

私は、今後一層の努力が必要と考えており、まだまだ業務が繁栄しているなどとは考えていないし、行政書士の成功者とは思っていない。

開業以来、行政書士の仕事はサービス業であるとの考えで依頼者には少しでも負担をかけないようにして業務を処理している。そのためには、できるだけ依頼先を訪問して打合せをしたり、必要な資料の収集を代行するように努力してきただけで、特別な方法で業務を誘致しているわけではない。

私は、経営コンサルタント業務との関連で幅広い業務依頼があり、その点専門分野の業務処理にあたる。行政書士に比べ恵まれていると思っている。ただ行政書士は、毎月平均した業務処理と受託方法がとれない悩みがあり、これは経営上の一つの問題点でもあると常々考えている。



(その6)

室蘭市東町1丁目19番15号  
行政書士 関安賢氏 71才

○行政書士になる前歴と行政書士を志した動機

私は、38年間室蘭市役所に勤務し、退職

後は、室蘭振興公社の役員として5年間の総務部長及び工務部長の職を兼務した。

昭和47年同社を退任後は行政実務の経験を生かし、官公署と地域住民のパイプ役になり少しでも社会の役に立ちたいと考えて行政書士を志し昭和48年8月に入会した。

○開業後の状況と現状

開業当初は、同士6人の出資による合同事務所的な室蘭行政事務センターとして発足した、業務開始後の2カ月ぐらいは仕事がなく、その後2年ぐらいは浮動客が多くしたが取り扱件数も高低の波が激しいため経営面での難しさが発生し、この大切な時期に同士が相次いで脱落退去し残った2人は事務機器、応接セット等長期割賦払の負担、長期借入金の返済に加えて事務所の維持費も過重になって毎月が苦難の連続、家計にも相当の影響を及ぼし、一時は馬鹿らしくなり、何んのための開業かと心中穏やかならずであった。

しかし、これで廃業してしまえば、全く捨て金になってしまう。いま考えてみるとこの時期が正念場であった。何んとか努力を重ねて持ちこたえているうちに仕事の方も徐々に定着性のある顧客も増え、開業6年目に年報酬500万円を超えるに至り、昭和55年は横ばいの530万円であった。

私は人並みの共済年金もあるが、それは別として、行政書士成功者とは思ってもいない、開業直後の苦難を乗り越えた過程があり初心にかえり業務の開拓と確保に努めている。

私の業務の主体は、建設土木関係で、経理は年間100万円足らず、民事、運輸交通関係がこれに続いている。

○業務繁栄の方策又は業務上の信条

業務の宣伝は、業務内容列記の標示板と事務所標示案内板を掲出のほか、知人、友人、諸団体、法人、官公署に対しては暑中あいさつ、年賀状等各500通は欠かさない。これらの効果はともかく、仕事の実績による信用が第1で、口コミによる効果が大いのではないかと思う。

私は、親切、信用、仕事の正確さを大切にし、依頼者に対しては、依頼された仕事の要点を簡潔に説明し、立証書類の収集期日を明示、提出先の課名と提出予定日を知らせるようにしている。

申請書類は官公署に直接出向いて手続き、受理されるとその旨を依頼者にその場で電話連絡し、安心感と信頼感を深めるよう配慮する、こうしたことが後日「口コミ」となって業務依頼の増加に関連するようになる。

○業務上の信条と仕事の要領

人それぞれに業務上の信条があり、類似点があったとしても決して同じではない。私は、第1に親切を心掛けている、依頼者が、どんなことを心配しているか、どうすれば安心するか、どのようにしてやれば手間が省けるかがよく分るのである。

役所勤務時期は自由に親切を発揮することは制約を受けることもあったが、いまは大いに親切を示す自由に恵まれている。

第2は、仕事の正確を心掛け、第3は、秘密を厳に守ることである。このようにしていれば漸次信用が芽生えてくる。そのようにして仕事の完了日に報酬額を受領する。こうして私は、これまでを過ごしてきたが、行政書士の業務は広岐多岐のため、すべてを処理することは、研究と努力が必要であり、これは行政書士にとって長所でもあり、考え方によっては短所でもある。

そこで私は一応、的をしぼり次表のとおり専門と分業に分けているが、時には飛び込みの依頼があり、他の事務所で中途半端に手をつけて、こじれた案件は難しい仕事と比較的に多いものだ。

私は仕事の着手前に法令、通達まで徹底的に研究し、それから起案して官公署に出向き、事前に打合せの上、仕事を進めるようにしている。

私は、諸会合及び知人、友人、法人の代表者、個人事業主に会うたびに「さりげなく」業務の話をしてはいるが、時には相手方より聞かされたこともある、こうし

たことが、口コミとなり、業務依頼の紹介を受けることが以外に多いのでつけ加えておきたい。

事務所におれば仕事が舞いこむと過信して待つほど世の中は甘くない。私は車と電話を活用し、積極的に取り組んでいる。

※なお、私の行政書士としての考え方を忌憚なく述べると次のとおりである。

○行政書士の本質を解し、業務は単独独歩、自力で開拓に努力せよ。

○同志士業を頼るな、他力本願を排せ。

○上記事項に努力し、実行しても、なお士業で食べられなければ廃業せよ。

**私の業務の分類**

- 1. 専門業務** (私だけで処理するもの)
  - (1) 建設、土木、経理関係。  
建設業許可、更新、決算報告、指名入札申請等。宅建取引免許、更新、宅造工事許可、確認申請等。  
経理記帳代行、諸帳簿作成、財務諸表、決算書融資借入申込書類。
  - (2) 民事、税務関係  
内容証明、遺産相続関係、戸籍全般、法人設立、告訴状、行政不服審査申立書(税務関係) 税務(法51の2・政令租税目)、料理飲食等消費税、不動産取得税、登録免許税法、非課税証明申請等。
  - (3) 運輸関係  
トラック、タクシー、レンタカー、一般、特定、免許、許可申請等。  
自動車登録、変更申請等。
- 2. 分業業務** (私が一部を作成するもの)  
農地関係、交通事故関係、食品衛生及び風俗営業関係、並びに次に例示する業務。  
温泉掘さく許可、液化石油ガス販売事業許可、産業廃棄物再生利用業指定申請、砂利採取計画認可申請、酒類販売業免許申請、貸金業届出申請、宗教法人の認証申請並びに改築等に伴う(法3条)申請及び登録免許税(法4条)非課税証明申請、納骨堂設置経営許可申請。  
船員(本籍沖繩)住民基本台帳に未登録発見、分籍届、新住所登録立証調査、収集手続、戦傷病者等遺族年金申立書、立証書類、照会調査収集手続。

**昭和56年度行政書士試験終る**  
総務部

昭和56年度行政書士試験が、次の試験場において実施されましたが、その結果各試

験場における合格者は下記のとおりでした。

- 1 試験実施日 昭和56年9月18日
- 2 試験場所 札幌市(道庁会議室)  
函館市(渡島支庁会議室)  
旭川市(上川支庁会議室)  
釧路市(釧路支庁会議室)
- 3 試験科目 憲法・行政法・法学概論  
行政書士関係諸法令・一般常識・作文等。
- 4 受験申込者数 806名  
(受験者 705名・合格者 239名 33.9%)
- 5 試験場別合格者数  
札幌 166名・函館 18名・旭川 33名  
釧路 22名 合計 239名

**(協力依頼) 書類改ざん手数料詐取**

〓元埼玉県行政書士手配される〓  
総務部

埼玉県下において、建設業者数人から依頼された建設業許可申請や入札指名参加願の書類作成の報酬や印紙代等を、仕事をせずにだまし取って所在不明となっている行政書士を詐欺事件の被疑者として全国に指名手配し発見通報方の依頼があったので協力願います。

手配書  
本籍 福島県白河市字本町40番地  
住所 不 定  
元埼玉県上尾市大字瓦葺2670番地  
行政書士 小林忠男(旧姓熊倉)  
昭和14年12月15日生

上記の者は、当署において、詐欺事件で全国に指名手配中の者であります。貴会等に登録申請などに立廻りの際は至急最寄りの警察署に連絡して下さい。

なお、本人は  
行政書士試験合格証、埼玉県行政書士会会長 本郷栄太郎発行の小林忠男名義の埼玉県行政書士会会員証を所持している。

昭和56年7月1日  
埼玉県与野市大字上峰639番地1  
埼玉県浦和西警察署  
電話0488~(55)1212番  
各都道府県行政書士会会長 殿

**〓ご存じですか**  
電話加入承継届を、

室蘭支部 沢里忠蔵  
私たちの日常業務のなかで、案外見落している業務があります。それは電話加入承継届(電報電話局関係)です。

毎日の各種新聞広告欄に死亡通知が掲載されておりますが、生前加入していた電話権の廃止、承継の手続を知らずにいるのではないのでしょうか。手続(電話加入権利用規程)は至極簡単ですのでご紹介致します。

- 届出に必要な書類
- 1 加入承継届 1通
  - 2 死亡者の除籍謄本 1通
  - 3 加入承継者の印鑑(みとめでよい)
  - 4 法人の場合は登記簿謄本 1通
- ※届出諸用紙は電報電話局にあります。

**募集標語の〓切日……12月30日**  
監察部  
会報第126号で募集いたしました「監察意識の高揚について」の標語募集の〓切日を12月30日まで延期いたしましたので、ふるってご応募下さい。

**会員名簿ができました**  
総務部

10月1日現在の北海道行政書士会会員名簿を作成し、各会員あて送付しました。

この名簿には、「主な取り扱い業務」欄が新設されたのが特色です。

作成にあたりましては、誤りのないように注意しましたが、若し誤りがあれば、今後のこともありますので、是非、お知らせください。

なお、「主な取り扱い業務」欄の掲載資料となる申込ハガキに会員の方の住所、氏名が記載されていなかったものが3通ありました。

**事務局日誌**

- |       |                            |             |
|-------|----------------------------|-------------|
| 9月12日 | 新入会員研修会                    | 9:30~16:00  |
| 13日   | 雪印健保会館                     |             |
| 20日   | 日本行政書士政治連盟北海道支部結成準備委員会小委員会 |             |
|       | 片岡ビル                       | 13:00~17:00 |
| 25日   | 日本行政書士会連合会と北海道地方協議会の打合せ会   |             |
|       | 北農健保会館                     | 13:00~17:00 |
| 26日   | 第4回支部長会                    | 10:00~15:00 |
|       | 北海道婦人文化会館                  |             |
| 30日   | 総務部会                       | 13:00~16:00 |
|       | 片岡ビル                       |             |
| 10月7日 | 登録資格審査委員会                  |             |
|       | 片岡ビル                       | 15:00~17:00 |
| 8日    | 有資格者団体協議会                  |             |
|       | アルファ・サッポロ                  | 16:00~18:00 |
| 13日   | 正副会長会議                     | 14:00~17:00 |
|       | さっしんビル                     |             |
| 16日   | 56年度中間監査                   | 9:30~17:00  |
| 17日   | 業務執行                       | 細木監事        |
|       | 経理出納                       | 中野・橋本両監事    |
| 18日   | 第2回企画部業務研修部合同部会            | 10:00~16:00 |
|       | 片岡ビル                       |             |
|       | 事務局移転問題協議会                 | 13:00~15:00 |
| 22日   | 第7回常任理事会                   | 15:00~17:00 |
|       | 片岡ビル                       |             |
| 23日   | 第3回車庫証明対策特別委員会             | 13:00~16:30 |
|       | 片岡ビル                       |             |
| 11月7日 | 総務部・経理部合同部会                |             |
|       | さっしんビル                     | 13:00~16:00 |
| 8日    | ・第5回理事会                    | 10:00~12:00 |
|       | ・第5回支部長会                   | 12:00~15:00 |
|       | ・日本行政書士政治連盟北海道支部結成大会       | 15:00~17:00 |
|       | 雪印健保会館                     |             |

「最低賃金を守りましょう」

# 北海道の最低賃金

(昭和56年度改正)

最低賃金の名	最低賃金額		適用の範囲	発効年月日
	日額	時間給		
北海道(地域包括)	2,866	359	道内のすべての事業に働く労働者に適用されますが、下記の産業については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。	56.10.3

## (産業別)

食料品製造業	3,265	409	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	56.11.6
	2,909	364		
繊維産業	3,165	396	ただし、次の者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。 衣服・その他の繊維製品製造業、メリヤス手袋製造業、製織業に係る業務に従事する者。	56.11.6
木材・木製品・家具・装備品製造業	3,331	417	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 家具・装備品製造業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 経木・同製品製造業、割ばし製造業又はアイスステックバー製造業に係る業務に従事する者。(機械の操作又は調整の業務に主として従事する者を除く。) (3) 手作業による塗り、選別、補修、包装又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	56.11.6
	2,941	368		
パルプ・紙・紙加工品製造業	3,583	448	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業(重包装紙袋製造業を除く。)(又はその他のパルプ・紙・紙加工品製造業に係る業務に従事する者。 (2) パルプ製造業、紙製造業および重包装紙袋製造業に係る業務に従事する者であって、手作業によるこん包、選別又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事するもの。	56.11.6
	3,001	376		
出版・印刷・同関連産業	3,375	422	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 印刷業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	56.11.6
	3,019	378		
窯業・土石製品製造業	3,321	416	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 手作業による包装、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	56.11.6
	2,914	365		
機械・金属製品等自動車整備業(含む。道路運送車両法第77条の自動車分解整備事業を含む。)	3,385	424	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 雇入れ後6月未満の者であって、当該職種業務に主として従事した期間が、技能習得期間を含め通算して6月未満のもの。 (2) 卓上において小型電動工具又は手工具を用いて行う穴あけ、組立て、ねじ合せ、みがき又は塗油の業務に主として従事する者。 (3) 清掃、整理、片付け、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	56.11.6
	2,945	369		
卸売業	3,178	398	ただし、清掃、片付けの業務に主として従事する者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。 (注) 小売業は北海道最低賃金(上記)が適用されます。	56.11.6
石炭鉱業	4,650		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。)	56.2.13
金属鉱業等	4,650		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。)	56.2.13

(精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。)

最低賃金額以上の賃金を支払わないと最低賃金法違反となり、処罰されることがあります。

北海道労働基準局・労働基準監督署

## 支部業務研修会開催状況

注(は通知人員)

支部	月日	場所	研修科目	講師	受講者数(名)
札幌	10/3	中央区区民センター	建設業許可申請	本会建設農地部会委員 長谷川 寿延	(520) 85
函館	8/27	函館市五島軒拓銀ビル支店	雇用保険トータルシステム	函館職業安定所適用係長 新井 清義 指導官 加藤 友義	(127) 32
	10/13	"	建設業決算報告	本会理事 原 隆俊	(127) 25
小樽	10/9	小樽市民会館	民法(不法行為について)	弁護士 広岡 得一郎	(64) 21
空知	10/13	岩見沢市十八番	建設業許可申請	空知支庁建設指導課主事 喜多 陸夫	(94) 32
旭川	9/25	旭川市労働会館	農地法関係申請	旭川市農業委員会事務局農地係 土田 幸雄	(135) 18
	10/28	"	建設業許可申請、入札参加申請	上川支庁建設指導課主事 尾形 頭	(131) 26
網走	4/26	北見市民会館	車庫証明	網走支部理事 上家 俊男	(25) 16
	8/29	北見市ロイヤルホテル	協同組合の運営	北海道中小企業団体中央会 網走支部事務局長 成田 征雄	(140) 25
苫小牧 日高 合同 苫小牧	9/17	苫小牧市労働福祉センター	車庫証明・自動車登録	本会理事 渡辺 明	(41) 18
	10/24	苫小牧市市民会館	建設業許可申請	本会建設農地部会委員 長谷川 寿延	(43) 19
十勝	9/26	米倉労働事務所会議室	自動車登録・車庫証明	十勝支部会員 瀬尾 朝則	(39) 10
	10/3	"	行政書士業務と民法その他法律問題	弁護士 杉村 英一	(116) 20
	10/6	"	自動車登録・車庫証明	十勝支部会員 瀬尾 朝則	(39) 7
	10/24	"	法人設立手続	" 理事 坂下 尊	(118) 20
	10/31	"	農地法関係手続	" " "	(118) 17
釧路	9/30	釧路市厚生年金福祉会館	通年雇用奨励金・積算給付金	釧路職業安定所雇用指導官 小山田 武満	(35) 19
	10/9	"	風俗営業(飲食店・遊戯場)	釧路警察署防犯係主任 藤田 豊満	(27) 21
	10/26	"	建設業許可申請	釧路支庁建設指導課調整係長 松川 考康 主事 藤田 博	(35) 22

## 日本行政書士政治連盟 北海道支部結成される

去る11月8日、札幌市内雪印健康会館において、連盟規約、活動方針等を決議したあと次の役員を選任した。

北海道支部長 黒島 宇吉郎(函館)  
副支部長 伊藤 正敏(札幌)  
" 西川 正信(旭川)  
" 今野 藤男(網走)  
" 山田 清一(根室)  
" 佐藤 武正(旭川)  
幹事長 阿部 考一(札幌)  
会計監事 染川 賢一郎(旭川)  
" 渡辺 明(札幌)

幹事 日向寺正幸(日高) 豊田春男(十勝)

倉田 宏(札幌) 高橋武次(旭川) 橋本雄一(留萌) 佐藤兆昭(北見) 佐々木兄一(札幌) 松本重一(小樽) 新川司(空知) 拾金昭二(留萌) 川村大陸(宗谷) 腰山 寛(室蘭) 河合基一(苫小牧) 金田 誠(日高) 米倉 博(十勝) 大沢 清(釧路) 鈴木登美蔵(札幌) (敬称略)

### 結成大会写真



副支部長 今野藤男氏(網走)の大会宣言

## おしらせ

本会顧問元会長、藤山利夫氏には、このたび宮城県泉市に転居されることになりました。永年にわたり本会の発展に尽力された御労苦に謝意を表し、お知らせします。

### ——役員及び委員の異動——

常任理事深谷秋之氏には、札幌霊堂理事長に就任されたため、10月5日役員を辞任し、その後退会されました。車庫証明対策特別委員会委員長として在任中の御労苦を謝し今後の活躍をお祈りします。

11月8日第5回理事会で次のとおり委員の委嘱が承認された。

#### 車庫証明対策特別委員会

委員長 伊藤 正敏氏（札幌支部長）

#### 業務研修部風俗衛生部会

委員 佐藤三千三氏（網走支部）

### 会費の払込みは郵便振替

口座を利用して下さい

70円が15円となる

郵便振替のおすすめ

会費の納入に、通常郵便振替で納入している方が多数おられますが、振替料金は12,000円の場合は100円ですが、自分の郵便振替口座をもつと送金額の多少にかかわらず15円と大変安くなります。

郵便振替加入手続きは、最寄りの郵便局（簡易郵便局は取扱いしない。）に印鑑と

口座設定料金50円を持参して申込みと約1週間で貯金局から関係書類が送付されてきます。

### ——変更届は必ず提出を——

氏名、住所、事務所所在地、電話番号等の変更がありましたら、至急変更届（支部経由）を提出してください。（書式は会則規程集92頁による）

### ——事務局が移転しました——

060 札幌市中央区北1条西7丁目（西向）  
（タキモトビル5階）

電話 221-1221代

### ——札幌支部事務局が移転しました——

060 札幌市中央区北1条西8丁目（東向）  
（丸二ビル2階）

電話 271-0773

### ——交通安全——

一家の幸福を守るため、お互いに交通安全を心がけましょう。

- 交通安全は 家庭から
- ゆっくり 走って みませんか
- 待ちましよう はらはら ときどき 渡るより
- 一人でも まちます きちんと 青信号
- 酒のめば 愛車が凶器に早変り
- 呑んで乗る あなたは天国 家族は地獄

'81.11 第127号・昭和56年11月25日発行

発行人 葛西義雄  
編集人 橋本雄一  
発行所 北海道行政書士会  
印刷所 谷川印刷株式会社  
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目 タキモトビル5F  
電話 (011) 221-1221  
221-1222

昭和 56 年 11 月 25 日

## 会館建設資金について

### 北海道行政書士会

いよいよ冬将軍到来の季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

さて、日本行政書士会連合会の会館建設資金借入れについては、このほど細部要領を次のとおり定めましたので、すでに申込み済みの方は、会費納入用の振替用紙により、本会あてご送金くださるようお願い致します。

なお、申込み未済の方は、是非 1 万円を貸与くださるよう、くれぐれもお願いします。一部に貸付金の返還に不安をもっておられる方もありますが、別記要領にもとづき措置いたしますので、その点ご心配のないようお願いいたします。

何とぞ、全会員 1 万円のご融資をお願い申し上げます。

(別記)

## 会館建設資金事務取扱要領

北海道行政書士会

(目的)

第1 この要領は、日本行政書士会連合会会館建設資金の借入事務に関し、必要な事項を定める。

(借入目標額)

第2 借入目標額は、会員1人1万円以上とし、その総額は、1,420万円とする。

(借入証)

第3 借入証は、5,000円券2枚を1単位として借入れする。

(貸付金又は寄附金の送金方法)

第4 会館建設資金の送金は、本会が発行している郵便振替用紙に会館建設資金貸付金又は会館建設資金寄附金として金額を明示し、本会あて送金する。

(借入日)

第5 借入日は、本会において借入金を収納し、その金額が1口(1万円)に達した日とし、この日を借入証に記入する。

(借入証台帳)

第6 本会は、日本行政書士会連合会の委任を受け、借入証台帳を備える。

(借入れ利率)

第7 利率は、年5パーセントとする。ただし、借入日から昭和60年3月31日までは無利子とする。

(利子の支払日)

第8 第1回支払日は、昭和61年3月31日とし、以後毎年3月31日とする。

(元本の返済日)

第9 借入金の返済は、借入日から昭和61年3月30日まで据置き、第1回返済日は、昭和61年3月31日とし、以後毎年3月31日とする。

(返済通知及び返済順位)

第10 本会は、日本行政書士会連合会から通知を受けた返済金額にもとづいて返済順位を定め、毎年3月31日まで借入者に通知する。

(借入金の返済及び借入証の返還)

第11 本会は、借入金返済決定者の借入証を日本行政書士会連合会に返還し、同会はこれと引換えに借入金の返済を行う。

(返済順位の特例)

第12 資金を貸付した会員が退会又は死亡したときは、前掲の定めにかかわらず、当該年度の末日に返済する。

(借入証の保管)

第13 借入証は、本会において厳重に保管し、貸付者に対しては預り証を交付する。

(注) 日行連の取り扱い要領によると借入証の再発行は認められず、紛失した場合は紛失届を提出し、借入証紛失者への元本返済は念書を要するなど手続きが複雑になっています。本会で借入証を保管しておきますと、借入証を回収しなくても本会から直接日行連へ借入証を返還して借入金の返済を求められるので、御迷惑をかけることなく元本返済手続きが円滑に進められるためです。

(資金寄贈者の処遇)

第14 資金の寄贈があったときは、その旨を直ちに日本行政書士会連合会に報告し、同会は、「日本行政」に掲載し、謝意を表するとともに感謝状を贈呈する。